

井上毅と教育勅語

－文明の「親愛」ユートピアへ－

藤野真拳*
14437@deu.ac.kr

<目次>

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. はじめに | 3. 井上毅の政治思想 |
| 2. 教育勅語の起草過程と徳目の特徴 | 3.1 「天理」の共同体 |
| 2.1 起草過程 | 3.2 文明精神としての歴史主義 |
| 2.2 徳目の特徴 | 3.3 「親愛」ユートピアを目指して |
| | 4. おわりに |

主題語: 井上毅(Inoue Kowashi)、教育勅語(Imperial Rescript on Education)、エミール・アコラス(Emile Acolas)、親愛(affction)、社会進化論(Social Darwinism)、文明化(Civilized)

1. はじめに

本稿は、明治国家における共同体の価値創出の試みとその特質を明らかにする作業の一環として、教育勅語の思想背景を、その実質の作成者である井上毅の政治、社会思想(以下、政治思想)から分析することを試みるものである。

日本近代教育史上における教育勅語の重要性は改めて言うまでもないが、天皇の言葉によって道德教育の標準が提起されたものとして、時代による軽重や解釈の変化はあれども、戦前期日本の道德教育現場において無視できないものとして君臨し続けてきた。そのため、教育勅語の研究は、成立経過と受容経過とを明らかにすることが戦後教育史の大きな課題に設定され、さまざまな成果が積み重ねられてきた。

教育勅語成立史は古典的には海後宗臣、稲田正次によってなされ、成立にかかる関連資料の発掘が進められた。以来、その成立をどう評価するかという論点をめぐって研究が深められてきたが、起草にかかる基礎的な事実は、現在においても海後氏の研究が参照され

* 東義大学校 人文社会科学大学 日本語学科 助教授

ている状況にある¹⁾。

そして近年では、教育勅語の受容過程の研究が重視されている。貝塚茂樹は籠谷次郎の成果を受け、成立史に対して受容史が手薄だったと指摘。教育勅語が發布(1890年10月30日²⁾)から廃止(1948年6月9日)までのあいだに、その解釈に数回の変化があったことに注目し、1930年代に教育勅語による忠孝一体の道德教育の推進が行われるまでのプロセスを、思想史的観点から明らかにすることが課題だと提起した。

このように整理すると、教育勅語成立史は現在では一段落している状況にあると言える。確かに起草にいたる直接的な史料については、ほとんど発掘しつくされている。しかし、その評価めぐってはどうかだろうか。筆者は、いまだ二点の課題を残していると考えている。

一点目は、教育勅語の徳目の意味について。現在までの研究において、教育勅語の徳目については大きく二つの理解があると言える。一つは、教育勅語は儒教的な徳目を基軸にしつつ、「博愛」や愛国的徳目については欧米の概念を導入し、これらと折衷しているとするもので、現在の主流をなす理解である³⁾。もう一つは、その徳目は儒教的や西洋的といった思想的な偏りをもったものでなく、当該期の社会的要請において様々な道德規範が手際よくまとめられたものとする理解である。こちらは往々にして現代における教育勅語の徳目の有用性(普遍性)を称揚する立場と結びついている⁴⁾。

後者の理解は、教育勅語が持っている歴史性を無視しているばかりか、それらの徳目が、天皇や皇祖皇宗との歴史的関係という、通俗道德を超越した思想的な機制によって裏付けられているという重大な点を、意識するしないを問わず見逃しており、ここでは、これ以上の批判を要さないだろう。前者については、現在の主流な理解になっているとはいえ、そこには捉え直しが必要な点がある。それは、個別の徳目が儒教的か欧米由来の新徳

1) 例えば三谷太一郎(2017)では、海後を上回る教育勅語成立にかかる実証研究はない、との見解が示されている。

2) 本稿の年代表記については西暦表記とした。1873年の改暦前の月は、西暦とズレがある場合がある。

3) 2017年5月8日、日本の教育史学会理事会が文部科学大臣、内閣官房長官および各都道府県、政令指定都市教育委員会教育長宛に提出した、「「教育ニ関スル勅語」(教育勅語)の教材使用に関する声明」には、教育勅語の天皇制との関係を明示し、その教材使用の危険性を指摘しつつ、「徳目については井上毅と元田永孚によって起草された文書であった。このため、徳目には中国儒教起源のものと西洋近代思想起源のものが混在している」とある。筆者はこの声明の主旨にまったく同意している。しかし、徳目がそうした東西の折衷であるというロジックをもって、その無害性を主張しようとする立場があることを考えると、現代的要請において、教育勅語の示していた政治、社会像について検討しなおす必要があると考えている。

4) 所功(2011年)などが代表的研究だろう。

目かという、個別徳目に着目するだけでなく、教育勅語全体を貫く政治思想はいかなるものだったのか、という点である。

これはもちろん、天皇を中心としたものだったのであるが、天皇を除いた人間相互の関係についても、実は、教育勅語の実質的作成者である井上毅の、かなり独特な政治思想が反映されていたのである。教育勅語を歴史的に捉えようとするなら、井上の政治思想への理解を深めることが不可欠なのである。

二点目の課題は、まさに井上の政治思想に関わっている。井上は明治憲法や教育勅語の作成に深くかかわった人物である。そのため井上の政治思想についても古くから研究が蓄積され、大きく二つの評価に分かれてきた。

まずは、井上思想に「伝統(儒教)」か「近代(立憲)」か、という二つの評価軸を設定し、その比重を分析し評価する研究である。現在までに井上の政治思想には、「制限的立憲主義者」(家永三郎)や「近代的儒教主義者」(梅溪昇)、「国体主義教育論者」(野口伐名)といった評価が提起されている。これらは一見異なった評価のようにも見えるが、要するに、井上の政治思想は、西洋立憲主義(法治主義)と東洋徳治主義という二種類のを組み合わせ、相互補完的に機能させるものだったという理解に立っている。別言すれば、憲法作成などの立憲制の導入は西洋的で、教育勅語はそれを補う東洋的なものという二分法に立っているのである。

一方、こうした理解とは異なる観点から評価したのが坂井雄吉である。氏は井上を「『仁』政理想主義者」と評価している。井上を「古さと、それに伴うある種の理想主義的な性格」と評し、「仁」に対する理想を幕末期から生涯一貫して持ち続けていたとした。この観点から、井上の憲法制定も教育勅語制定も、「仁」政を目指して作成された一体のものだったと理解している。本稿は坂井氏の議論に依拠しつつも、さらに、井上の言うところの「仁」の概念が、教育勅語起草までに、どのような形に展開していったのかを明らかにする。

そこで注目したいのが、井上毅による社会進化論の受容である。このことは教育勅語の評価にも密接に関係している。「仁」政への理想といえ、一見すると復古主義的色彩を帯びたもののように捉えられがちである。坂井氏も井上の「仁」の思想を、「古さ」と表現している。しかし幕末期以降、一般的にそうした復古的な儒学の理想が、西洋学知によって目指すべき文明の形だと捉え返され、それが明治啓蒙思想を形作っていたことはよく知られており、また、近年の政治思想研究の成果は、このことを強調している⁵⁾。

5) 幕末期における西洋学知受容において、儒学がその基板となっていたことは、渡辺浩(1997年)が鋭く指摘している。また、近年では苅部直(2017)や河野有理(2011)らが文明開化の思想を、儒学的世界観

本稿は、上記の観点から井上毅の政治思想分析を行うことで、教育勅語に明治初期から続く文明史的世界観を看取せんとするものである。

2. 教育勅語の起草過程と徳目の特徴

本章では、教育勅語の起草過程およびその徳目の特徴について整理し、そこで表現された社会像が必ずしも儒学的なものとは言えないことを指摘する。

2.1 起草過程

教育勅語起草への直接的なきっかけは、1890年2月、第一次山縣有朋内閣の下で開かれた地方長官会議からの要請だった。この会議では、各地における自由民権運動の騒乱や、松方デフレによる地方経済の疲弊によって離れた民心の統一法が話し合われた。その結果、

実業を重んぜずして、みだりに高尚の言を為し、未熟の學術智識に依て僥倖を事とするの風を長じ、長上を凌ぎ、社会の秩序を紊乱し、終に国家を危ふくするに至らんとす。是れ智育の一方のみ進みて、徳育の兼ね進まざるより致す所の弊なり⁶⁾

と、智育偏重を批判し、実業主義、徳育重視を打ち出す「徳育涵養の義に付建議」が提出された。これを機に山縣内閣は榎本武揚文部大臣を更迭し、新文相に芳川顕正を据え、教育勅語の起草作業にとりかかった。

この建議書は明治初期から続く西洋知を主とした初等教育への智育偏重を危惧したもので、啓蒙主義に対して批判的で、教育の近代化に対抗する保守反動の動きのなかで提出された。しかし、この動きをして教育勅語そのものへの評価に結びつけるのは明らかな間違いである。なぜなら、当初の起草作業は、明治啓蒙思想の代表者の一人である中村正直に命ぜられたからである。

この人選について、山縣や地方長官から何か意見が附された形跡は見当たらない。地方長官からの意見書や山縣の政治行動は、実際のところ、道德の標準を作成するという政策

のなかから読み解いている。

6) 「徳育涵養の義に付建言」1890年2月26日。

決定のみを要求する動きであって、その人選については、文部省内の力関係や知識人に任された。実際、天皇の言葉として発される文書の起草とあらば、当然専門知識を有する人物に任せざるをえず、また、当該期の知識人として名の通った人物に、明治初期の西洋知の奔流のなかで思想鍛錬を経していない人はいなかった。教育勅語が起草された時代の知識人層の共通経験には注意する必要がある。

中村は幕末には徳川政権の学問所、昌平黌の御儒者として、明治期に入っては明六社などで活躍し、当時は東京高等女子師範学校長を務めていた当代随一の知識人だった。中村の思想は「キリスト教化された儒教主義」と評価されるように、儒学における「天」とキリスト教の「神」とを同一視するところに大きな思想的特徴があった。また天皇への改宗を迫るほど、熱心なキリスト教支持者であり、道徳教育論者であった⁷⁾。

中村が作成した教育勅語案(「徳育の大旨」(以下、中村案))は、まさに彼のこうした思想を反映したものになっていた。中村案では、君臣の忠や父子の孝を根拠づけるために、それを「天」と結びつけ、「忠孝の心は天を畏るるの心に出て、天を畏るるの心は、人々固有の性に生ず、されば天を畏るるの心は、即ち神を敬ふの心にして」と、世俗の関係性より上位の「天」や「神」を媒介とした忠・孝を論じ、また、「君父に対して不忠・不孝なれば、罪を天に得て逃る可からず」という、神に対する「罪」の概念も用いていた。

中村案は山縣有朋へと提出され、山縣は6月20日にこれを当時の法制局長官であった井上毅へ回覧し意見を求めた。そして井上は、中村案に強烈な批判を加えこれを廃案とし、自ら勅語案の執筆へと乗り出したのだった。

井上毅は、肥後藩出身の法制官僚で、当時、新たに提出される法令文書は彼の校閲を経て提出されていた。

井上は中村案に対し、大きく三点から批判を加えた。第一に「政治上の臭味」があること、第二に「哲学上の理論」が用いられていること、第三に「宗旨上の争端を引き起こす」おそれがあることだった。そしてこれらの批判はどれも、中村の勅語案が普遍性を持ち得ないという点に収斂されていた。第一の点は言うに及ばず、第二、第三の点についても、いずれ対立する立場からの反論がなされることを恐れての批判だった。こうした対立勢力からの反論は、結局のところ勅語の主体である天皇へと向かう。井上がもっとも重視していたのは、「真に至尊の聖旨に出たる事を信じて感激する」ような勅語を出すことだった⁸⁾。

7) 中村正直の思想については、萩原隆(1990)、小泉仰(1991)を参照。下記の引用史料は「徳育の大旨」。

8) 1890年6月20日付山縣有朋宛井上毅書簡(1968)『井上毅伝史料篇』2巻、国学院大学図書館、pp.231-232頁。(以下、『史料篇』と略記。)

またこの時、井上は教育勅語の起草に「欧州立憲主義によれば君主と雖も国民の内面に介入できず」との立場から難色を示していた。この点から井上の西洋的な近代性を評価する向きもある。しかし、井上の立憲主義理解は「憲法ハ徳義ニ依テ行ハル、事実ヲ認ムルナラハ、憲法ハ徳義ノ準繩(モットー)ナリト謂フコトヲ得」といったもので、大日本帝国憲法発布後も

我カ帝国ハ進テ立憲ノ国トナラムトス。抑聞ク所ニ抛レハ憲法ハ単一ノ法律ニ非スシテ専徳義ニ依テ成立スル者ナリ。故ニ立憲ノ美果ヲ収ムルハ憲法ノ条文ノミニアラザルナリト⁹⁾

と述べるなど、立憲主義は、憲法の条文外での人間の「徳義」によって支えられるとの理解を示しており、この点は、政府顧問のロesslerを困惑させるほどであった。井上の認識上の立憲政体は「徳義」となんら矛盾するものではなかった。前の「君主と雖も国民の内面に介入できず」というのは、道徳や道徳教育に反対する発言というよりは、中村の教育勅語案があまりに宗教的な内容であったために、近代国家における信教自由の原則を述べ、その方向での作成に反対していたのだろう。

そこで井上は、世俗的で内心への介入とならない天皇の「著作物」となるべく、自らが起草に動き出したのだった。

2.2 徳目の特徴

井上による起草作業は、元田永孚とともに行われた。元田永孚は天皇の侍講として明治初期から徳育推進派として活動しており、元田と伊藤博文による徳育論争がよく知られている。ただし、教育勅語の起草作業は、基本的に井上毅が執筆した原案をもとに進められた。また、十数回にわたる校正作業が行われるも、その訂正は徳目の個別の文言に対するものであって、本稿が重視する文書全体を貫く社会像については、初期のものが成案まで残されている¹⁰⁾。

成案となった教育勅語は、人間関係を、大きく天皇と「臣民」の関係と、「臣民」間の関係とに分けていた¹¹⁾。

9) 『近代日本法制史料集 第一 -ロessler答議-』国学院大学、1979年、pp.21-22

10) 海後氏の著作に十数回にわたる検討経過の史料がすべて掲載してある。

11) 以下、教育勅語の文言を引いた箇所には別途註釈をつけない。

天皇と臣民との関係は詰まるところ「天壤無窮の国体」という表現によって規定されていた。簡単にまとめると、教育勅語が提示する徳目は「皇祖皇宗の遺訓」であって、決して明治天皇が個人的に案出したものではないとされた。「皇祖皇宗」という歴史を媒介にすることによって、前の中村案にあった宗教や哲学の「臭味」を消し普遍性を演出。さらにそれら「遺訓」は、「是の如きは独り朕か忠良の臣民たるのみならず又以て爾祖先の遺風を顕彰するに足らん、斯の道は実に我か皇祖皇宗の遺訓にして子孫臣民の俱に遵守すへき所」とすることによって、「臣民」の祖先も歴史的に守り続けてきたものだとした。つまり教育勅語は、掲示された徳目を、天皇が統治し続けてきた世界に生きる人々(「臣民」)が、「皇祖皇宗」とともに守り続けてきたという“歴史的事実”を宣言し、それを継ぐことを天皇が「臣民」に望むという、天皇と「臣民」の歴史を媒介にした関係を語る、という構造をとっていた。そして井上は、天皇が道德の標準の発信主体であるとする根拠を、「皇祖皇宗」は歴史的に「臣民」を道徳的に統べてきたとする、『古事記』に由来する「シラス」¹²⁾という概念によって根拠付けていた。

次に「臣民」間の関係について。本稿では教育勅語を歴史的に位置づけるために、特にこの点に着目している。具体的に教育勅語内で提示された徳目は、

父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相信し、恭儉己れを持し、博愛衆に及ぼし、学を修め、業を習ひ、以って智能を啓発し、徳器を成就し、進んで公益を広め、世務を開き、常に国憲を重し、国法に遵ひ、一旦緩急あれば義勇公に奉し、以て天壤無窮の皇運を扶翼すへし

となっている。

このうち人間関係に関係する徳目のみ抜き出せば、「父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相信し」と「博愛衆に及ぼし」といったところに絞られよう。

これらの徳目を評価する際、「父母」から「朋友」までを儒学的な徳目とし、「博愛」や国家に対して義務を果たす愛国的徳目を、これまでの日本になかった新しい徳目だと評価するのは、同時代からの一般的な理解だったと言える¹³⁾。

しかし、「父母」から「朋友」までの徳目を、果たして儒学的なものだと評価できるだろうか。『孟子』の五倫では、父に対する「親」、君臣間の「義」、夫婦間の「別」、長幼の「序」、朋

12) 言霊(1969)「梧陰存稿」『史料篇』3巻、p.644。言霊の原典は1890年発行の『皇典研究所講演録』2巻に採録されており、その頃の講演原稿だと推察される。

13) 教育勅語の公定注釈書である井上哲次郎『勅語衍義』上巻(井上蘇吉、1891年)前書きにも、「共同愛國ノ要ハ東洋国ヨリ之アリト雖モ、古来之ヲ説明スルモノ殆ント稀ナリ」との苦しい説明があった。

友間の「信」となっている。儒学のなかでも特に、幕末期に道学的機能を果たすようになった朱子学でもこの理解を引き継いでおり、教育勅語に掲げられたものと比較すると、そこにはいくつかの異動を認めることができる。

父への「親」は父母への「孝」に、君臣の「義」は、「シラス」を根拠とした「国体」に回収され、夫婦の「別」は「和」に、長幼の「序」は兄弟の「友」に変化している。唯一、朋友の「信」のみが五倫の語から引かれているが、ここまで異なっているものを、儒学的、と評価するのは、やや無理があるのではないだろうか。また、五倫が、男子を中心かつ上位においた縦の規律によって構成されているのに対し、教育勅語は男女に上下の差を設けていない。親に対する「孝」は父母どちらにも行わなければならない徳であって、ここは明らかに『孟子』と異なっている。夫婦間も性差の「別」が強調されていたものが、つながりを強調する「和」に変化している。さらに長幼の「序」も「友」となるなど、教育勅語が示している人間関係の徳目は、相当程度、横の親和的關係性を強調する構成になっている。

男女を性差による役割差はあれ人間としては同等である、とする男女同権論は、明治以降の啓蒙思想のなかで盛んに議論されていたテーマであった。また、井上はこの頃には、西洋政治思想についても学んでおり、国典研究にも力をいれていた。教育勅語は、「シラス」や横の親和的關係を強調している点で、坂井氏のいう、井上の一貫した「仁」の理想のなかで起草されたもの、という評価は可能であるが、どうもその「仁」は、幕末から教育勅語起草までのあいだに、同時代の種々の学問や思想との関係で、再帰的な捉え返しがなされていそうである。

3. 井上毅の政治思想

3.1 「天理」の共同体

井上毅は1844(天保14)年12月、肥後細川藩の家老米田家に仕える下級武士の三男として生まれた。少年期より米田家家臣に対して設けられた必由堂で学び、14才の頃、藩儒木下犀潭に学んだ。井上の学才は抜きん出ており、青年期には、陪臣層としては異例の抜擢を受けて藩校時習館に迎えられ居寮生となった。そして、1867年には、藩命によって洋学(フランス学)へと転じることになった。

井上はその直前に、『朱子中和説始末』¹⁴⁾という一篇の著作を執筆している。井上の朱子学理解をまとめた形で示しているものである。本書は、朱子の著作を抜粋しながら、朱子とその学問の柱である「中和」の概念に「敬」の観念を賦与することで、夫子、君臣、朋友などの関係性を規定する道学として朱子学を完成させたとする説が展開されている。こうした著作に象徴されるように、井上は、朱子学を詩文的なものでない、道徳を主とした経世学として捉えていた。

また、幕末期の井上思想を示すものとして、横井小楠との論争的対話である、いわゆる「沼山対話」¹⁵⁾が有名である。「沼山対話」、その駁撃書である「交易論」における井上と横井の争点は、端的に言えば、社会における「安民」をいかに実現するかといった点にあった。

横井は「万国一体四海兄弟ノ理」に基づき「華夷彼我ノ差別ナク、皆同シ人類ニテ候エバ、互ニ交通イタシ、交易ノ大利ヲ通」すところが「今日自然ノ理勢」で「聖人ノ作用ヲ得」る方法であり、「真実公平ノ心ニテ天理ヲ法リ此割拠見ヲ抜ケ」ることが、経済発展による「安民」をもたらすと論じていた、

これに対して井上は、「四海兄弟ノ説」は「墨氏ガ兼愛ノ説ニ類シテ、荒唐誕漫ノ甚シキ、文字有シ来、五千年ノ有様ヲ見ルニ、日本ハ日本、天竺ハ天竺、欧羅巴ハ欧羅巴ト、各區別有テ、其国〃〃ニテ、生養ノ道ヲ遂ケタリ、人民生養ノ道サヘ遂レハ、其国〃〃ノ天ニ向テ奉公ハスムコト¹⁶⁾」と反論した。要するに井上は、割拠には割拠の意味があり、歴史的にそれが続いているのなら、それが「天理」なのだ論じたのだ。そして、横井の議論は国同士を無理矢理「平均化」しようとする不自然な作為だとし「国ハ国ナラザル様」となる危惧を主張していたのである。

井上のこの議論は、開国—鎖国の観点からみれば非常に保守的なものだったと評価できる。ただ、「国ハ国ナラザル様」になる理由の一つに、交易によってもたらされる貧富の格差拡大を挙げ、それが「安民」にはつながらないとし、現時点の国内経済システムを変えるリスクを論じていた点には注目されよう。井上は開国し交易するリスクを負ってまで経済拡大を推し進めるより、外国交際は「嚴重ニ法制ヲ設ケ、彼此平均ノ害ナキ様」「並立平行フテ、相悖害セザル」世界にし、「国体国制ノ一定不^⑩可^⑪易コトヲ知テ揭^⑫天理正^⑬人心^⑭ノ土台ヲ居へ」ることが、「天理」に適う「自然ノ道」だと主張していた。つまり、幕末期にお

14) 「梧陰文庫」所蔵(国学院大学)請求番号、D-15.16。

15) 横井沼山問答書留(1864)『史料篇』3巻、pp.1-14。交易論(1864)『史料篇』3巻、pp.14-25。交易論は横井沼山問答書留をもとに横井の論説を批判するために執筆されたものである。

16) 特にことわらない限り、引用史料中の一重下線は筆者による。史料ママの場合は二重下線で示した。

る井上の関心は、対外政策ではなく徹底して日本の内政政策へと向かっていたのであり、その関心の要点は「天理」に適った共同体の一体性を確立し保守すること集約されていたのだった。

時代は明治へと移り、新しい共同体のかたちは、西洋にならった立憲政体によってなされることになった。井上は司法省への出仕を命ぜられ、そのための法整備が彼の仕事となった。しかし、井上は一貫して、共同体の道徳的關係性の確立に関心を持ち続け、その発想を、西洋政治思想を取り入れながらアップデートし続けていたのだった。

3.2 文明精神としての歴史主義

1872(明治5)年6月、井上は岩倉遣欧使節団の随員として、民法を中心とした法制調査に向かった。フランスに滞在し、途中、ドイツへも調査旅行に行くという日程で行われた。

ここで井上は、法のなかに、公的關係を定める「公法」ではなく、人々の關係性を規律する「私法」というものがあると発見し、特にドイツ民法を規範にすべきだとする意見を持つことになった。

井上は両国の法制を検討し、「獨乙之刑法治罪法ハ大抵フランスニ倣ヒたるものニして」いるが、しかし「其ノ民法に至ては各地ニ局法と云ものあり全ク仏蘭西と同からず。是ニ於おひて獨乙人ニ一種之論あり」とドイツ民法とフランス民法との違いに着目した。そして、「其ノ細目に至ては、各所各邑皆ナ其ノ習慣ニ従ヒ、民心自ラ安するの旧慣あり、則チ名付ケテ局法とす」と、ドイツ民法ではフランスのローマ法に範をとった民法とは異なり、旧慣や旧習を重視しているという、歴史法学の知見を得た。そして、「民法は本ト人民の好ミに出ツるもの、一名称して私法とす」「百事急を以て為スベシ、唯タ民法は急を以て行ふべからず、民法は民の好ミに従ふべきを以てなり」とフランスの画一的で集權的な民法は参考にすべきではないと断じた¹⁷⁾。

「民法は民の好ミに従ふべき」、井上のこうした志向は、それまで自然に培われてきた(と井上が思う)慣習に対する不自然な作為を否定すると言う点で、「沼山対話」の頃からの発想にほとんど変化がなかった。また、こうした画一的民法を否定する発想は、教育勅語などを起草した頃にも変化なく、たとえば「法律ト道理トノ關係」と題したテキストでは、治罪

17) (1873年)5月22日楠田英世宛井上毅書翰『史料篇』4巻、1971年、p.384

法(「訴訟法」)について論じ、その不備を次のように語っていた。

訴訟法に就て之を論ぜん、現今の訴訟法は、完全なるものと云ふを得ず(中略)試に我党友人間に争論の起ることありとせんに、彼此相譲り、互に己の曲所を認めて、平和の点に帰することあるは、平日常有の事に非ず乎、若し之れを裁判に訴ふるときは、設令、甲乙の間に道理の優劣なきも、一方は必ず敗訟の辱を取り¹⁸⁾

と、人間関係のいさかいは、日常生活では和解という方法をとっているのに対して、裁判はそこに「勝」「敗」をつけるとし、そのことは「明快の裁判と謂ふべきも、決して自然の道理と云ふを得ず」と批判していた。そして、

畢竟法律のみに依頼するは、現世紀の不得已一時變遷の便法たる者にして、決して完全円満なる自然の情理に合する者に非ず、将来幾百年の後、眞理世界となるの時に至らば、一般の輿論は、此の欠点を感じ¹⁹⁾

と、現在の裁判のあり方を批判し、そこに「自然の情理」「自然の道理」が持ち込まれることを期待していた。「夫れ夫婦父子の間は、人倫生活の初めなるが、凡そ家族は皆徳義に依て運動するものにして、其の或る部分を除くの外、法律の関かる所にあらず、然るに羅馬法にては、此事に至るまで、総て法律の区域として論じたるは、畢竟、徳義の区域を侵蝕するものと云ふ可し²⁰⁾と、ここでもローマ法の世界を批判し、歴史的に培われてきたとする「自然の情理」を重視した社会観を語っていた。

井上は、こうした観点から国典研究の重要性を感じ、そこから天皇と臣民との関係について「シラス」の概念を発見し「欧羅巴の憲法の写しにあらずして、即遠つ御祖の不文憲法の今日に発達したるもの²¹⁾と自画自賛する大日本帝国憲法を起草したのである。

そして、井上のこうした「旧慣」や「道理」「情理」「徳義」へのこだわりは、守旧的で懐古的な発想というよりは、むしろ文明社会へと進展する開化のスピードをめぐる問題と関わっていた。明治初期に、特に民撰議会の導入について急進的な導入を主張する人々と漸進を主張する人々に別れた議論が展開されていたことは有名だろう。その際、主に漸進開化を唱えた人々の背景には岩倉使節団の経験があった。たとえば木戸孝允などは、建築や絵画

18) (1890年)法律ト道理トノ関係『史料篇』5巻、1975年、pp.406-409

19) 同上。

20) 同上。

21) 同注13、p.646

などの文化的側面から、開化がその国の何百年にもわたる歴史によってなされたことに気付き、それまでの自身の考えであった、制度・文物の輸入による急進開化から、日本人に文明的気性を学ばせることが重要だとする漸進開化論へと転換し、自ら文部卿に志願したことが知られている。

井上も同様に、人為的で性急な制度改革ではない、「自然の情理」に基づいた「旧慣」を磨きあげることによって、漸進的に日本を文明世界へと進めようとする発想にたっていた。井上思想研究を行った山室信一は、岩倉使節団の一行が、西洋アンティークの世界に、新奇を争う当時の日本とは異なる文明の重厚さをみたと指摘している。

西洋ノ日新進歩ノ説、日本ニ伝播シテヨリ、世ノ輕佻慮リ短キモノ、逐逐然トシテ、旧ヲ棄テ新ヲ争ヒ、所謂新ナルモノ、未タ得ル所ナクシテ、旧ノ存スヘキモノ、多ク破毀シ遺ナキニ至ル、噫是豈日新ノ謂ナランヤ、進歩ノ謂ナランヤ(中略)大陸地方ノ人種ハ、資性重厚ナリ、殊ニ西洋各地ノ民ハ、物ヲ棄廢スルニ洪シ、其集成ノ跡ヲミレハ、日新進歩ト称スレトモ、元ハ磨切ノ功ヲ重ネテ、光沢ヲ発セルナリ²²⁾

当該期の日本に文明や開化といったスローガンそのものを批判するものはほとんどなかった。世界の中心は中国から欧州・アメリカ(西洋)へと移り、そこを標準とした国になるよう変化していくことに疑念を抱くものはなかった。問題は、その文明の姿を、制度・文物にみるか(急進開化)、それとも文明の精神(漸進開化)にみるかにあった。井上は岩倉使節団の経験から後者にそれを求めたのだろう。幕末期まで、儒学(朱子学)に没頭していた彼が、国典研究に力を入れたことも、この文脈から理解しなければならない。大日本帝国憲法を「欧羅巴の憲法の写し」ではなく「御祖」の「自然法」だと言いつつ、しかし、そのような憲法にしなければという発想自体は、アンティークを好む文明化の精神と共鳴していた。

このような井上の発想は、近代日本における歴史意識、時間意識の変化を象徴する出来事だったと評価できよう²³⁾。儒学の時間意識は円環構造をとっていた²⁴⁾。過去は過去であるとともに、未来は再度やってくる既知であり、現在の政治や社会問題を根本的に解決するためには、過去に実現していた理想の秩序へ向けて回帰することが求められた。文明への「進歩」の概念、そして次節で論じる社会進化論は、この円環の時間意識を解体させた。社会は絶えず前に向けて発展、変化するもので、未来は未知になった。

22) 久米邦武(編)(1979)『特命全権大使米欧回覧実記』3巻、岩波文庫、pp.70-71

23) 荻部直(2017)、pp.77-92

24) 儒学、特に朱子学についての理解は、島田虔次(1967年)を基礎文献にした。

漸進開化を主導する人たちは、「進歩」の基軸を「旧慣」のなかに見つけようとしたが、その「旧慣」は「旧慣」そのものではなく、まさにアンティークのように「日新進歩」に「磨切」されてきたものを発見することであった。そして、それを今後どのように「磨切」するかは、文明という価値を基準に語り直されなければならなかった。そして次節で見ると、こうした文明化による儒学的な時間意識の解体とともに、井上の「仁」の理想もまた、文明の哲学のなかで再帰的に捉え直されていったのである。

3.3 「親愛」ユートピアを目指して

1870～90年代の日本の学术界は、C・R・ダーウィンの生物学的進化論を社会理論へと援用したH・スペンサーの社会進化論に沸き立っていた。日本における社会進化論の受容は、ダーウィンの非目的論的で生物多様性を理論付ける生物進化が、目的論的なものに誤読された、社会ダーウィニズムや、それ以前から知られていたA・コントらによる社会「進歩」論として行われていたことが知られている。また、それら社会進化論の受容が、特定の政治思想を持った人々にのみ行われたというよりは、学术界に広く受容され、それを前提にした政治、社会理論が幅広く展開していたことは、近年、指摘されつつあることである。要するに、社会「進歩」論や社会ダーウィニズムは、自分たちの社会の進歩を計り目指すべき社会のあり方を示す文明世界のメジャーだった。

井上毅もまた例外ではなかった。1881年、社会「進歩」について、井上は次のような理解を示している。

「スペンサー」氏ヲ初メ仏ノ「アコラス」氏等ノ説ニ依レハ、社会ハ漸エズ変遷ノ有様ニ進行スルモノニシテ、草昧ノ世最初ニ君主専制トナリ、一変シテ戦乱ノ世トナリ、再変シテ宗教ノ世トナリ、三変シテ法律ノ世トナリ、今ヤ法律ノ世ノ末局ニ遭遇シタル者ニシテ、更ニ一歩ヲ進メテ将ニ哲学ノ世トナラントスト云ヘリ。而シテ「アコラス」氏ハ又哲学ノ世トハ即チ仁愛ヲ以テ社会及政治及経済ノ根本トスルニ在ルコトヲ唱ヘタリ²⁵⁾

と、社会(「世」)は「草昧」「君主専制」「戦乱」「宗教」「法律」そして「哲学」へと、低度から高度に変化していくものと理解されていた。いまや西洋文明は「法律ノ世ノ末極」にあり、それを一歩進めた「哲学ノ世」へと「進歩」「進行」しようとしていると言うのである。ただし、こ

25) 経世論『史料篇』3巻、p.501

うした社会「進歩」の見取り図は井上に特徴的だったのではなく、たとえば西周や有賀長雄といった、当時の著名な知識人たちにも広く共有されていた²⁶⁾。近代日本において、立憲政体導入に向けての種々の法整備を進める当事者である法制官僚が、「法律ノ世」を越える「哲学ノ世」を想定し理想化していたというこの状況は、近代日本の立憲主義(政体)の特質を捉える際に、重視する必要があるだろう。

ところで、この史料に登場する「アコラス」という人物は誰か。この史料では「哲学ノ世」の指針となる「仁愛」を主唱する人物として登場している。社会進化論の受容や、それを「哲学ノ世」を目指して進化すべきだとする社会認識そのものに、井上に特徴的なものはない。しかし実は、この「アコラス」という人物にこだわり、「哲学ノ世」の指針に彼の学説を引くことは、井上に特徴的なものだったと言えるのである。

「アコラス」は (E.Acollas <1826年~1891年、以下、引用史料を除き、アコラースと表記)、フランスの急進派民主主義者であり法律家。ジュネーブにおける平和自由連盟の創設者として名を連ねていた人物である。フランス第三共和制期の著述家・政治運動家として、大学ではなく基本的には民間で活動していた。西洋政治思想史の分野からアコラースへの言及は少ないが、日本近代史のなかでは、当時の日本人留学生を受け入れ法律講義をしていた人物として著名である。アコラースは、ルソーの弟子を自認しその主権学説を受容するも、それが誤読されロベスピエール独裁を招来したという事実を受け止め、ルソーの一般意思の議論を批判的にアップデートしようとしていた。また、フランスの画一的な民法を変えるべく、現状の問題点を女性の地位の低さに求め、その地位の向上を訴えていた²⁷⁾。

アコラースの私塾に通っていた人には、西園寺公望、中江兆民などがおり、また、近年では重松優によって、アコラースの著書の翻訳書である『仏国民法提要』(明治1880~1881年)『仏国法典改正論』(1882年)『政理新論』(1884年)が植木枝盛に与えた影響が研究されている。いずれも、明治初期のフランス自由主義の受容者として名高い人物で、アコラースは近代日本におけるフランス自由主義思想の伝道者だったと評価されている。

アコラースの学説とルソー批判については井田進也の研究に詳しいが、要するに、アコラースは英国型の自治(Self-Government)である「個人の自律」の観念を重視した連邦共和政体を重視する立場をとっていた。そして『政理新論』で、そうした連邦共和政体における新た

26) 西周の社会進化論受容は藤野(2017)を、有賀長雄を含む当時の知識人たちの社会進化論については、松本(2017)を参照。

27) アコラース学説やアコラースに師事したフランス滞在中の中江兆民の学問受容については井田進也(1987)を参照。

な政治学の基礎となるものとして「個人の自律」を前提にした道徳学を重視し、「政学ヲ講スル者ハ首トシテ道徳ノ元理ヲ窮メサル可ラス」「唯々、自由正義親愛ノ教ヲ立ル而已」²⁸⁾とする議論を展開していた。

ただ、実際のアコラスの学説と、その近代日本における受容は、分けて考える必要がある。アコラスの『政理新論』に付された訳書凡例によれば、本書は「一七九三年仏国国会ヨリ発シタル人権告示ノ令文ヲ註釈論評セシ者」とある。また、「此政理新論ハルソーノ説ト全ク反対ノ点ニ出テテ、各人自主ノ真理ヲ論スルモノナレハ」と、ルソーの学説に対する批判者として紹介されていた²⁹⁾。日本近代政治思想史を語る上で、明治初期においてルソーの社会契約論との対決がどのような経緯でなされていくのかという問題は、古くて新しい問題だが、アコラスは自由主義思想の媒介者であると同時に、ルソー批判者として紹介されていたのである。井上がアコラスを受容するにあたって、このことは小さくなかっただろう。

前に引いた史料の続きには、

我国現今ノ事情ハ、方ニ専制政治ノ区域ヲ脱シ(人民富豪ノ勢力ハ欧州ト全ク其事情ヲ異ニシ而)テ、逐次ニ一般社会変遷ノ順序ニ従ヒ鋭意ニ法律政治ノ範囲ニ進行セントスルノ日ニ当レリ。此時ニ際シ先覚ノ政事家タル者、能ク遠大高超ノ思想ヲ下シ、我国ノ従来ノ社会ノ組織ト及ヒ深く人心ニ涵染シタル慣習トヲ觀察シ、又他ノ一方ニ於テハ欧州ノ法律政治ハ既ニ末運ニ属シ行々更ニ針路ヲ一変セントスルノ機会ニ当レルコトヲ洞知シ、前人ノ踏襲セル軌轍ノ外ニ一家ノ主義ヲ確立シ以テ後世ニ行フヘキノ標準トスルハ必其人アランコトヲ信スルナリ。此事ハ我国ノ新ニ举行セントスル立憲政体ニ於テ実ニ根源主義ニ関係スル者ノ如シ³⁰⁾

と、日本は「法律ノ世」へ進みつつあるとの現状認識、および西洋文明世界は「哲学ノ世」へと進歩しつつあることを踏まえて自国の慣習を観察し、そこに一つの指針を立てるべきだとある。そして、このことが今後挙行する立憲政体における根源主義にかかわるのだと、確信的に論じられていたのである。井上にとっての立憲政体は「法律ノ世」と「哲学ノ世」とを架橋するものだった。1881年頃に積極的に行いはじめた社会進化論とアコラス学説の受容が、井上の政治思想にかなり大きな影響を与えていたことはほとんど間違いない。

28) アコラス著 酒井雄三郎、白石時康共訳 西園寺公望序 中江篤介校『政理新論』上・下(日新聞、1884年)。引用箇所は、上巻、p.84

29) 同上、p.10

30) 同注23。

そしてもちろん、その受容は井上にとっては幕末期に論じた「天理」に適った「安民」の理想を文明の言語で説明してくれるものにほかならなかった。井上がアコラスの学説のうち、ほとんど「自由」や「個人」といった観念を語らず、もっぱら「仁愛」や「親愛」にのみ言及していたのはそのためだった。

明治以降の井上の政治思想はこのようにして形作られていった。そして、教育勅語起草の直前には、彼は道德教育についても、アコラスの「親愛」論を重視すべきだとの立場を表明しはじめた。

道德教育の指針や標準をいかにするか、という議論は明治初期から絶えることがなかったが、その一つの答えは、1888年10月、森有礼文政下で文部省から発行された『倫理書-中学・師範学校教科用書』によって示された。『倫理書』の内容については先行研究に譲るが³¹⁾、本書は道德教育を担当するものとして知っておくべき哲学的概念を、原語と翻訳語とをあわせて網羅的に解説したものである。1888年3月にテスト版が刊行され、それに対する教育家、政治家、官僚らの意見を受けたものが、10月に正式に刊行されている。

井上は同年4月に本書についての意見書を森有礼文相宛に認めている。完成版の『倫理書』のなかに、井上の意見が盛り込まれていたかといえ、そこは判然としない。ただ、3月版と10月版とでその字句や翻訳に変化が見られており、多くのなかの一意見として参考にされた程度ではあったのだろう。ただ、この井上の意見からは、彼のアコラスへの傾倒をはっきりとみてとることができるのである。

井上はまず、「此一篇ハ哲学上ノ精義ヨリ成立候而已ナラス更ニ彼此異同ヲ参酌シテ萬流一塗ニ帰宿セシムルノ「コンクリュジオン」ヲ與ヘタルモノナレハ、幾ト完全ノ論理³²⁾ニシテ教育上ニモ十分善良ノ効果ヲ見ルヘキ事必然ニ被存候³³⁾」と本書が彼此の異同を考慮したうえで、哲学を基準にして編纂されていることに賛意を表している。その上で、「右賛成ヲ表明スルノ序ニ、一二文字上ノ注意左ニ記載、奉供参考候」と意見を呈している。そのなかでも本稿が重視するのは、「アヘクシオン」(Affection)の翻訳に関する点である。

「アヘクシオン」ハ字書上ニハ好悪愛憎ノ二義ヲ兼居候懸歟ナレドモ、哲学上ノ応用ニハ専ら親愛ノ意義ニ取候哉ニ見エ候、既ニオーグストコムト氏ノ説ヲ祖述シタルアコラス氏ハ「アヘクシオン」ヲ以テ政治、経済、法律之本源トシテ説ヲ立テタルハ、全ク愛情ヲ主トシタルモノニシテ

31) 林子博(2012)。

32) 『史料篇』2巻、1968年、pp.17-19。史料集では「論理書意見」との題が付されているが、しかし内容は明らかに森有礼らの『倫理書』に対するコメントである。この箇所も「倫理」の翻刻ミスか。

33) 同上。

即チ支那人ノ所謂仁ニ相当セルカ如シ³⁴⁾

と『倫理書』に掲載されたAffectionの翻訳について、アコラスの説をひきながら、それが儒学における「仁」に相当することを論じ、また「此字ハ情歟又ハ情感ト訳シタルハ未ダ精当ナルニアラズ。却テ愛情又ハ親愛トシタル方可然歟」と、『倫理書』におけるAffectionの翻訳を単なる「情」や「情感」ではなく「愛情」や「親愛」とすべきだと指摘したのだった。そして、こうした字句の翻訳の齟齬が埋まり、「サルハナラハ更ニ一步ヲ進メヒュギユ、グロシユス、及オーグストコムトノ主義ヲモ御採用有テ末段ニ「アヘクシオン」及「ヒウマニチー」ノ人性自然ノ理性良心ニシテ自他対立之関連、社会団結之経絡タル事」を補説したならば、本書は「教育ノ一篇ニ止マラスシテ将来政治上ノ進化ニ盛大ノ影響ヲ及ボスベキ一大発芽タル事ヲ予期スルニ足ランモノ」³⁵⁾だと書き送ったのだった。

Affectionを「親愛」と翻訳するのは、当時の訳語としてはまったく定着したものではなかった。ために、当時広く流通していた辞書である井上哲次郎『哲学字彙』(1881年刊行)を引いてみると、Affectionの語はAffectaionと誤記され「反応」や「感動」といった翻訳があげられていた³⁶⁾。また、幕末期に洋書調所から出された英和辞書である堀達之助『英和对訳袖珍辞書』³⁷⁾では「最眞、懇、寵愛」となっており、「親愛」と近いが、排他的な意味合いが強調されている。また、興味深いのは、1912年に改訂され刊行された前の『哲学字彙』³⁸⁾には「感染、情欲、情誼、情愛」という訳語に直されている点である。井上哲次郎は教育勅語の公定註釈書である『勅語衍義』に執筆者である。教育勅語前後での『哲学字彙』の訳語変化の比較は、検討を要する課題である。

では、当のアコラスの著作では、どのような翻訳がなされているのか。酒井雄三郎、白石時康の共訳による『政理新論』で「親愛」の訳語は、FraternitéとAffection Sympathie、2つの翻訳語に用いられている³⁹⁾。前者はフランス人権宣言を詳述する文脈から「自由、平等、親愛」と訳され、アコラスは、これが道徳の根本だと論じていた。「親愛」は訳書後半部では「友愛」に置き換わっている。後者は直訳すれば、共感、ということになるが、ここでのAffectionは、それ自身だと単に反応という意味しか持っていない。

34) 同上。

35) 同上。

36) 井上哲次郎、有賀長雄(1881)『哲学字彙』東洋館

37) 堀達之助(1862)『英和对訳袖珍辞書』蔵田屋清右衛門

38) 井上哲次郎(1912)『哲学字彙』丸善

39) 『政理新論』、p.84、p.105

井上の旧蔵書に残されているアコラス関係のまとまった書籍は、井上の自筆圈点付『政理新論』(上・下)だけである。なぜ井上が Affection という一つの単語に「親愛」の訳語をあてたのかは史料上判然としない。『政理新論』では、新しい道徳による政治理論を「自由、平等、親愛」としている以上、井上にとって立憲政体の「根源主義」だという Affection は、Affection sympathie ではなく、Fraternité に該当すると捉えたほうがよさそうだが、どのようなプロセスで Affection のみを重視するようになったのかは、現時点では史料上の限界がある。

ただ、一つ確信的に言えることは、井上毅という人物のなかで、幕末期から明治初期の西洋経験、その後の社会進化論の受容や法学受容によって、目指すべき文明の理想たる「哲学ノ世」への「進歩」を見通すキー概念として、Affection = 「親愛」 = 「仁愛」 = 「仁」が、一つのものに結びついていったということである。そして、そうさせたのがアコラス学説との出会いだった。しかし井上にとってのアコラスは、学説の影響を全面的に受けたというよりは、文明の理想と自らの理想とを一体化させる言葉を提供してくれる媒介者でしかなかった。

井上は、1888年に行われた「行政の目的」と題した講演会で、これからの行政は「レヒトスターツ」(法治国家)ではなく、「クルツールスターツ」(教化国家)を目指すべきだと力説していた。「クルツールスターツは、国民の権利保護のみならず、教育及理財から人民の智識話計を増進する」ことがその職務として理解された。警察国家を越えた行政による人々の生活への“介入”は、前の「民ノ好み」を重視する姿勢と矛盾していなかった。なぜなら、すぐ後に、

仏蘭西にアコラスと云ふ先生がある(中略)其人の説の中に珍しい一種の説を見出した、それはドウかと云ふと、アッフエクシオン、之を翻訳すると「親愛」と云ふことであるが、アコラスはアッフエクシオン気違ひであつて、其ために一部の書を著はして居るが、其大意は「政治・経済並に法律は総てアッフエクシオンにある、即ち政治学・経済学・法律学の本は皆親愛にある」と云ふ⁴⁰⁾

と語るとおり、行政が国民生活を教化するその指針も、井上のいうところの「親愛」が中心概念に据えられていたからである。つまり「我党友人間に争論の起ることありとせんに、彼此相譲り、互に己の曲所を認めて、平和の点に帰することあるは、平日常有の事に非ず乎」「凡そ家族は皆徳義に依て運動するものにして、其の或る部分を除くの外、法律の関わる所にあらず⁴¹⁾」といった、人々の徳義によって成り立つ生活領域を、そのまま「親愛」による社

40) 行政ノ目的『史料篇』5巻、p.376

会関係に導くことが、目指すべき行政のあり方だと捉えられていたのだった。「道徳トハ人性ノ自然ニ出テ良心ノ裁可ヲ経タル権利義務ノ学ナリ」⁴²⁾というアコラースの議論に共鳴した井上のこの「親愛」ユートピアは、宗教によって人々の内心に介入せずとも、「人性」の発現を期待し方向づけることによって、「自然」に実現できる世界だと夢想されていたのだった⁴³⁾。

そしてまた、歴史的に継続してきた日本という国家もまた、「自然」な「人民の好ミ」という「道理」や「情理」に適った「親愛」の箱として、ただの少しも疑われていなかったのである。

1890年6月からはじまった井上の教育勅語起草作業。その頃の彼の政治思想の柱は、およそ、このあたりにあったと考えられるのである。

4. おわりに

教育勅語の起草作業中の元田とのやりとりのなかで、井上がアコラースの名を提起したことも「親愛」を重視すべきだと明言したこともなかった。これは、共同起草者がそうした西洋流の発想を嫌う元田永孚だったことも関係していただろう。しかし、本稿第2章で論じたように、この時期の井上が、大日本帝国憲法の起草においては、はっきりと打ち出していた理想を、教育勅語の起草段階だけそれを封じ込めていたとは考えがたい。起草作業は、井上が提出した原案の字句修正によって行われた。そして、教育勅語の徳目は、『孟子』にあった縦の規律ではなく、横の親和的關係を重視したものになっていた。本稿では十分に論じられなかったが、男女を同等に扱っていたのも、あるいはアコラースがフランス民法批判で男女同権を訴えていたことと関係していたかもしれない⁴⁴⁾。

いずれにせよ、こうした政治思想をもった人物によって起草された教育勅語を、儒学的徳目と西洋的な新徳目とを、パズルのように組み合わせたと捉えるのは、やはり誤りであろう。そしてまた、大日本帝国憲法では、西洋立憲主義(普遍主義)に範をとり、その

41) 同注20。

42) 『政理新論』上、p.87

43) 藤野(2017)は、このような人間観の対極の発想から社会秩序を構成した人物として、西周を位置づけている。

44) アコラースは『仏国民法提要』、『仏国法典改正論』などで、いわゆるナポレオン民法を批判している。井上旧蔵書のなかには、アコラースの民法改正論の抄録が残されている。

ほつれや矛盾を教育勅語によって天皇制を確立すること(特殊主義)で解消していたわけでもない。

少なくとも、二つの文書の起草者である井上毅の主観では、どちらも「遠つ御祖の不文憲法の今日に発達したるもの」であり、そうした「不文憲法」を、日本という「自然の情理」にかなった枠組のなかで、政治学、社会学、哲学的視点から考究し制度化することは、まったくもって文明の精神に適ったものだったのである。

本稿の結論を一言で述べるなら、「哲学ノ世」という文明世界の窮極目標へと「進歩」させるために「自然」な共同体でつちかした「御祖」の道徳を作為する。井上毅にとっての教育勅語はこのような位置づけにあったのである。

以上の観点から、筆者は、教育勅語を明治初期からつづく文明論の延長にあり、その終わりを導くものであったと捉えたいが、このためには、まだ多くの検証作業が残されている。また、教育勅語に象徴されるこうした社会規範認識は、日本が植民地侵略をすすめる際には、逆説的に、強力な道徳への圧力を発揮するものとして機能したと考えている。別稿にて、より詳細に展開してみたい。

【参考文献】

- 家永三郎(1998)『教育勅語の思想史的考察』『家永三郎集』三卷、岩波書店
 井田進也(1987)『中江兆民のフランス』岩波書店
 稲田正次(1971)『教育勅語成立過程の研究』講談社
 梅溪 昇(2000)『教育勅語成立史-天皇制国家観の研究(下)-』青史出版
 海後宗臣(1965)『教育勅語成立史の研究』厚徳社
 貝塚茂樹(2015)「近現代教育史のなかの教育勅語：研究成果の検討と課題」『武蔵野大学教養教育リサーチセンター紀要』5号
 籠谷次郎(1978)「政理叢談」原典目録ならびに原著者略伝『人文学報』126
 _____(1994)『近代日本における教育と国家の思想』阿吽社
 苅部 直(2017)『「維新革命」への道-「文明」を求めた一九世紀日本-』新潮社
 小泉 仰(1991)『中村敬宇とキリスト教』北樹出版
 河野有理(2011)『明六雑誌の政治思想-阪谷素と「道理」の挑戦-』東京大学出版会
 坂井雄吉(1983)『井上毅と明治国家』、東京大学出版会
 重松 優(2005)「自由主義者たちと民法典論争」『ソシオサイエンス』Vol.11
 島田虔次(1967)『朱子学と陽明学』岩波書店
 住友陽文(2008)「イデオロギーとしての個人-「教育勅語」と「教育基本法」のあいだ」『日本史研究』550号
 _____(2010)『皇国日本のデモクラシー』有志舎
 所 功(2011)「教育勅語」の成立と展開『産大法学』44号4
 野口伐名(1994)『井上毅の教育思想』風間書房

- _____ (2001)『文部大臣井上毅における明治国民教育観』風間書房
- 萩原 隆(1990)『中村敬字研究』早稲田大学出版会
- 藤野真挙(2017)「西周の法思想と教思想-「思慮」ある「激怒」が蠢く秩序-」『立命館史学』38号
- 松本三之助(2017)『「利己」と他者のはざままで-近代日本における社会進化思想-』以文社
- 三谷太一郎(2017)『日本の近代とは何であったか』岩波書店
- 山室信一(1999)『法制官僚の時代-国家の設計と知の歷程-』木鐸社
- 林子博(2012)「雑誌『国民之教育』にみる道德教育論争-森文政期における『倫理書』編纂過程の再検討-」『日本の教育史学』55号
- 渡辺 浩(1997)『東アジアの王権と思想』東京大学出版会

논문투고일 : 2018년 01월 02일
심사개시일 : 2018년 01월 16일
1차 수정일 : 2018년 02월 09일
2차 수정일 : 2018년 02월 14일
게재확정일 : 2018년 02월 19일

 <要旨>

井上毅と教育勅語

- 文明の「親愛」ユートピアへ -

藤野真挙

本稿は、1890(明治23)年10月30日に煥発された教育勅語に内在していた論理を、起草者である井上毅の政治思想分析によって論じたものである。井上毅は幕末以来、ネイションを前提にした「仁」政理想主義者だった。明治以降の井上は、西洋政治思想のなかに「仁」の概念を読み取りながら、自身の政治思想への確信と文明的な説明原理を獲得していった。社会進化論は、文明社会が目指すべき理想像として、「法律ノ世」を越える「哲学ノ世」という発想をもたらした。井上が「哲学ノ世」の指針として参考にしたのは、フランス自由主義法律家、E・アコラスの議論だった。アコラスの議論が、Affection = 「親愛」 = 「仁」を中心にした最新西洋哲学であると“発見”した井上は、儒学的な縦の規律関係から、文明の哲学によって保障された、国民国家の横の親和的關係を強調するものとして教育勅語を起草したのだった。教育勅語に象徴されたこうした社会規範認識は、日本が植民地侵略をすすめる際には、逆説的に、強力な道徳への圧力を発揮していったのだった。

The logic of Imperial Rescript on Education

- Affection as the ideal of “Civilization” -

Fujino, Naotaka

The aim of this article is to analyze the logic of Imperial Rescript on Education (1890,10,30) by analyzing the political thought of Inoue Kowashi. During In the closing days of the Tokugawa shogunate, Inoue was a scholar who emphasized nationalism and Confucian perfect virtue. In Meiji, Inoue discovers benevolence in European political thought. And he focused on the concept of Affection which mixed benevolence and perfect virtue. Affection is a concept that French lawyer E. Acollas emphasized. In addition, Inoue learns from Social Darwinism that society develops to the philosophical stage next to the legal stage, and he is convinced that the most important thing to politics at the philosophical stage is Affection. He thought that the ideal of “Civilization” would be achieved by Affection. As a result, Imperial Rescript on Education became a document that emphasized the harmonization of human relationships, where Confucian discipline was denied.